

「清水港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」
の一部改正について

関税法第24条第1項の規定による「清水港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」(昭和42年11月13日付公示第4号)の一部を下記のとおり改正し、同法施行令第22条第1項の規定により公告する。

平成29年8月24日

清水税関支署長 長 瀬 孝 司

記

1 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

「

外国往来船	交通経由場所
(17) 東燃シーバースNo. 1岸壁にけい留する船舶	東燃ゼネラル石油株式会社清水油槽所 正面受付前通路

」を

「

外国往来船	交通経由場所
(17) J X T G シーバースNo. 1岸壁にけい留する船舶	J X T G エネルギー株式会社清水油槽所 正面受付前通路

」に

改める。

2 貨物の積卸場所

「

場所の名称	所在地	備考
(11) 東燃シーバースNo. 1岸壁	静岡市清水区袖師町	

」を

「

場所の名称	所在地	備考
(11) J X T G シーバースNo. 1岸壁	静岡市清水区袖師町	

」に

改める。

附 則

この公示は、平成29年8月24日から施行する。

清水港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について(H29.8.24 公示第1号) 新旧対照表

改正後		現行																							
1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所		1. 本邦と外国の間を往来する船舶と陸地との間の交通場所																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>外国往来船</th> <th>交通経由場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(16) (省略)</td> <td>(1)～(16) (省略)</td> </tr> <tr> <td>(17) <u>IXTGシーバース</u>No.1岸壁にけい留する船舶</td> <td><u>IXTGエネルギー株式会社</u>清水油槽所 正面受付前通路</td> </tr> <tr> <td>(18)～(21) (省略)</td> <td>(18)～(21) (省略)</td> </tr> </tbody> </table>	外国往来船	交通経由場所	(1)～(16) (省略)	(1)～(16) (省略)	(17) <u>IXTGシーバース</u> No.1岸壁にけい留する船舶	<u>IXTGエネルギー株式会社</u> 清水油槽所 正面受付前通路	(18)～(21) (省略)	(18)～(21) (省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>外国往来船</th> <th>交通経由場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(16) (同左)</td> <td>(1)～(16) (同左)</td> </tr> <tr> <td>(17) <u>東燃シーバース</u>No.1岸壁にけい留する船舶</td> <td><u>東燃ゼネラル石油株式会社</u>清水油槽所 正面受付前通路</td> </tr> <tr> <td>(18)～(21) (同左)</td> <td>(18)～(21) (同左)</td> </tr> </tbody> </table>	外国往来船	交通経由場所	(1)～(16) (同左)	(1)～(16) (同左)	(17) <u>東燃シーバース</u> No.1岸壁にけい留する船舶	<u>東燃ゼネラル石油株式会社</u> 清水油槽所 正面受付前通路	(18)～(21) (同左)	(18)～(21) (同左)								
外国往来船	交通経由場所																								
(1)～(16) (省略)	(1)～(16) (省略)																								
(17) <u>IXTGシーバース</u> No.1岸壁にけい留する船舶	<u>IXTGエネルギー株式会社</u> 清水油槽所 正面受付前通路																								
(18)～(21) (省略)	(18)～(21) (省略)																								
外国往来船	交通経由場所																								
(1)～(16) (同左)	(1)～(16) (同左)																								
(17) <u>東燃シーバース</u> No.1岸壁にけい留する船舶	<u>東燃ゼネラル石油株式会社</u> 清水油槽所 正面受付前通路																								
(18)～(21) (同左)	(18)～(21) (同左)																								
下線を付した部分が改正部分		下線を付した部分が改正部分																							
2. 貨物の積卸場所		2. 貨物の積卸場所																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所の名称</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) (省略)</td> <td>(1)～(10) (省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) <u>IXTGシーバース</u>No.1岸壁にけい留する船舶</td> <td>静岡市清水区袖師町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12)～(18) (省略)</td> <td>(12)～(18) (省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	場所の名称	所在地	備考	(1)～(10) (省略)	(1)～(10) (省略)		(11) <u>IXTGシーバース</u> No.1岸壁にけい留する船舶	静岡市清水区袖師町		(12)～(18) (省略)	(12)～(18) (省略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所の名称</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) (同左)</td> <td>(1)～(10) (同左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) <u>東燃シーバース</u>No.1岸壁にけい留する船舶</td> <td>静岡市清水区袖師町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12)～(18) (同左)</td> <td>(12)～(18) (同左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	場所の名称	所在地	備考	(1)～(10) (同左)	(1)～(10) (同左)		(11) <u>東燃シーバース</u> No.1岸壁にけい留する船舶	静岡市清水区袖師町		(12)～(18) (同左)	(12)～(18) (同左)	
場所の名称	所在地	備考																							
(1)～(10) (省略)	(1)～(10) (省略)																								
(11) <u>IXTGシーバース</u> No.1岸壁にけい留する船舶	静岡市清水区袖師町																								
(12)～(18) (省略)	(12)～(18) (省略)																								
場所の名称	所在地	備考																							
(1)～(10) (同左)	(1)～(10) (同左)																								
(11) <u>東燃シーバース</u> No.1岸壁にけい留する船舶	静岡市清水区袖師町																								
(12)～(18) (同左)	(12)～(18) (同左)																								
下線を付した部分が改正部分		下線を付した部分が改正部分																							